

府政記者クラブ・中丹広域振興局 同時資料提供

# 食中毒の発生について

平成28年3月28日  
京都府健康福祉部  
生活衛生課 Tel:075-414-4759  
京都府中丹東保健所  
環境衛生室 Tel:0773-75-1156

3月23日(水)、中丹東保健所が食中毒を疑う患者の発生を探知し、直ちに調査した結果、事業所が提供した給食を原因とする食中毒と断定し、本日、中丹東保健所長が同施設に対する業務停止処分を行いましたのでお知らせします。

## 1 探知の概要

3月23日(水)午前10時頃、事業所から中丹東保健所に対し、「当事業所の通所者及び職員が食中毒様症状を発症し、受診している。」と連絡があった。

## 2 調査結果(本日午前10時現在)

- (1) 初発日時 3月21日(月)午前3時頃
- (2) 有症者 ・ 9名(男性1名:54歳、女性8名:40~90歳)  
・ 4名が医療機関を受診。入院者は無く、いずれも快方に向かっている。
- (3) 主な症状 嘔吐、下痢、発熱
- (4) 病因物質 ノロウイルス
- (5) 原因食事 3月20日(日)に当該事業所が昼食として提供した給食  
メニュー あんかけ卵焼き、温野菜と豆腐のサラダ、  
ワントンスープ、グレープフルーツゼリー

## 3 原因施設

- (1) 屋号 ふれあいホーム<sup>しんかい</sup>真愛 (小規模多機能型居宅介護事業所)
- (2) 所在地 舞鶴市字北田辺41番地1
- (3) 営業者 社会福祉法人真愛の家 理事長 <sup>うつみひとし</sup>内海均

## 4 原因施設の特定理由

- (1) 有症者の共通食事は、当該施設が提供した食事のみである。
- (2) 有症者の発症状況が類似しており、感染症を疑う事例は認められなかった。
- (3) 調理従事者1名と有症者4名の検便からノロウイルスが検出された。
- (4) 患者を診察した医師から食中毒の届出があった。

## 5 中丹東保健所の対応

- (1) 原因施設の立入調査(調理従事者の検便検査、衛生指導、施設の清掃・消毒の指示等)
- (2) 喫食者の調査(発症状況調査、喫食状況調査、検便等)
- (3) 食品衛生法第62条第3項で準用する同法第55条第1項の規定による業務停止処分  
(3月28日から3月30日までの3日間)

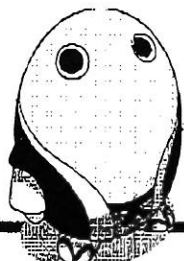
※なお、営業者は3月23日から営業を自粛しております。

【裏面へ】

**【報道機関の皆様へ】**

ノロウイルス食中毒は冬期に多発する傾向があります。発生防止のため、下記注意事項の啓発に御協力をお願いします。

- 1 調理前、食事前、用便後は、石けんを使い十分に手を洗いましょう。
- 2 ノロウイルスは感染力が強く、患者の吐物、下痢便からも感染することがあります。  
トイレ清掃や吐物の処理の際は必ずゴム手袋、マスクなどを着用の上、次亜塩素酸を用いて消毒の上、よく換気をしましょう。
- 3 食品は十分加熱（85℃90秒以上）しましょう。
- 4 下痢、嘔吐などの消化器症状がある場合は、調理業務を控えましょう。



京都府公認キャラクター まゆまる

～ 京都府報道発表資料 ～